

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報について、高齢者の医療の確保に関する法律及び神奈川県後期高齢者医療広域連合規約、伊勢原市後期高齢者医療に関する条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料、医療給付、保健事業に関する事務等を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民記録に関する個人及び世帯の情報を入手し、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・賦課情報を入手し、広域連合に提供する。 ③広域連合が決定した賦課情報を基に被保険者の保険料を管理する。 ④保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑤被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ⑥医療給付の支給に関する事務 ⑦保健事業に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム 庁内基本情報連携システム 個人住民税システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という） MICJET番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル 賦課ファイル 収納ファイル 後期高齢者医療関連情報ファイル（標準システム）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項、160の項 (情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 総務部 文書法制課 0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 保健福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係 0463-94-4521
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。特に、住所地特例者の個人番号登録業務については、マイナンバーの確認から紐づけまでの事務をマニュアル化し、人為的ミスに対し対策を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報について、高齢者の医療の確保に関する法律及び神奈川県後期高齢者医療広域連合規約、伊勢原市後期高齢者医療に関する条例等に基づき以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民記録に関する個人及び世帯の情報を入手し、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・賦課情報を入手し、広域連合に提供する。 ③広域連合が決定した賦課情報を基に被保険者の保険料を管理する。 ④保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑤給付業務の情報の提供を受ける。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報について、高齢者の医療の確保に関する法律及び神奈川県後期高齢者医療広域連合規約、伊勢原市後期高齢者医療に関する条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料、医療給付、保健事業に関する事務等を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民記録に関する個人及び世帯の情報を入手し、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・賦課情報を入手し、広域連合に提供する。 ③広域連合が決定した賦課情報を基に被保険者の保険料を管理する。 ④保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑤被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ⑥医療給付の支給に関する事務 ⑦保健事業に関する事務	事前	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の改正による
平成29年6月30日	I-1.③システムの名称	後期高齢者医療システム MICJET番号連携サーバー 庁内基本情報連携システム 個人住民税システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）	後期高齢者医療システム MICJET番号連携サーバー 庁内基本情報連携システム 個人住民税システム 中間サーバー 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）	事前	所要の追加
平成29年6月30日	I-3.法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一 59の項	・番号法第9条第1項および別表第一 59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	適用条項の整理
平成29年6月30日	I-4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号および別表第2の80・82・83の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の80、83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82の項	事後	適用条項の整理
平成29年6月30日	I-5.①部署	保健福祉部 保険年金課 後期高齢者医療担当	保健福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係	事後	組織名称の変更
平成29年6月30日	I-5.②所属長	井上 稔	細野 徹	事後	所属長の変更
平成29年6月30日	I-7.請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 市民生活部 市民協働課 0463-4711(内)1126	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	事後	組織名称の変更
平成29年6月30日	I-8.連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 保健福祉部 保険年金課 後期高齢者医療担当 0463-94-4711(内)1237	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 保健福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係 0463-94-4711(内)1237	事後	組織名称の変更
平成29年6月30日	II-1.対象人数	平成27年4月30日	平成29年3月31日	事後	時点修正
平成29年6月30日	II-2.取扱者数	平成27年4月30日	平成29年3月31日	事後	時点修正
平成30年6月29日	I-4.①実施の有無	実施する	実施しない	事前	適用の整理
平成30年6月29日	I-4.②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の80、83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の82の項	(削除)	事前	適用の整理
平成30年6月29日	I-5.①部署	保健福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係	保健福祉部 保険年金課	事後	記載方法の変更
平成30年6月29日	I-5.②所属長	細野 徹	保険年金課長	事後	記載方法の変更
平成30年6月29日	II-1.対象人数	平成29年3月31日	平成30年6月29日	事後	時点修正
平成30年6月29日	II-2.取扱者数	平成29年3月31日	平成30年6月29日	事後	時点修正
令和1年6月28日	I-1.③システムの名称	後期高齢者医療システム MICJET番号連携サーバー 庁内基本情報連携システム 個人住民税システム 中間サーバー 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）	後期高齢者医療システム MICJET番号連携サーバー 庁内基本情報連携システム 個人住民税システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）	事前	所要の削除
令和1年6月28日	II-1.対象人数	平成30年6月29日	令和1年6月1日	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-7.請求先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 総務部 文書法制課 0463-94-4711(内)3111	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 総務部 文書法制課 0463-94-4867	事後	電話番号の変更
令和1年6月28日	I-8.連絡先	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 保健福祉部 保険年金課 後 期高齢者医療係 0463-94-4711(内)1237	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所 保健福祉部 保険年金課 後 期高齢者医療係 0463-94-4521	事後	電話番号の変更
令和1年6月28日	II-2.取扱者数	平成30年6月29日	令和1年6月1日	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目無	項目追加	事後	特定個人情報保護評価書に 係る様式の一部変更に伴う変 更。
令和2年6月26日	II-1.対象人数	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	時点修正
令和2年6月26日	II-2.取扱者数	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	時点修正
令和2年6月27日	③システムの名称	MICJET番号連携サーバー	(削除)	事後	所要の削除
令和4年3月1日	II-1.対象人数 いつの時点の 計数か	令和2年6月1日	令和4年3月1日	事後	時点修正
令和4年3月1日	II-2.対象人数 いつの時点の 計数か	令和2年6月1日	令和4年3月1日	事後	時点修正
令和4年3月1日	I-4.①実施の有無	実施しない	実施する	事前	新たに情報連携を実施するた め、事前に評価書を整備する もの。
令和4年3月1日	I-4.②法令上の根拠	(空欄)	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 82の項	事前	新たに情報連携を実施するた め、事前に評価書を整備する もの。
令和4年3月1日	IV-6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事前	新たに情報連携を実施するた め、事前に評価書を整備する もの。
令和4年3月1日	IV-6.情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	(空欄)	十分である	事前	新たに情報連携を実施するた め、事前に評価書を整備する もの。
令和4年11月30日	I-1.③システムの名称	後期高齢者医療システム 庁内基本情報連携システム 個人住民税システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下「標準システム」という	後期高齢者医療システム 庁内基本情報連携システム 個人住民税システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下「標準システム」という MICJET番号連携サーバー 中間サーバー	事前	新たに情報連携を実施するた め、事前に評価書を整備する もの。
令和4年11月30日	I-3.法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一 59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第46条	番号法第9条第1項および別表第一 59の項、 101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第46条、第74条	事前	新たに情報連携を実施するた め、事前に評価書を整備する もの。
令和4年11月30日	I-4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 82の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 82の項、121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第43条の2の2、第59条 の4	事前	新たに情報連携を実施するた め、事前に評価書を整備する もの。
令和4年11月30日	II-1.対象人数、II-2.取扱者数	令和4年3月1日	令和4年11月30日	事後	時点修正
令和6年12月27日	I-3.法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一 59の項、 101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第46条、第74条	番号法第9条第1項 別表85の項、135の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年12月27日	I-4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 82の項、121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第43条の2の2、第59条 の4	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表117の項、160の項 (情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年12月27日	II-1.対象人数、II-2.取扱者数	令和4年11月30日	令和6年11月1日	事後	時点修正
令和6年12月27日	IV リスク対策	項目無	項目追加	事後	様式変更に伴う追加